

新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改正後			改正前		
引用の法令番号一覧表			引用の法令番号一覧表		
索引	法令名	法令番号	索引	法令名	法令番号
こ	(省略)	(省略)	こ	(同左)	(同左)
	(削除)	(削除)		<u>国際海上物品運送法</u>	<u>昭和32年法律第172号</u>
国税徴収法基本通達主要項目別目次 第2章 国税と他の債権との調整 第3節 国税と被担保債権との調整 第19条関係 不動産保存の先取特権等の優先 不動産保存の先取特権等の優先 不動産保存の先取特権 不動産工事の先取特権 みなし不動産工事の先取特権 立木の先取特権 商法第802条の積荷等についての先取特権 商法第842条の船舶債権者の先取特権 (削除) 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律第95条第1項の先取特権 船舶油濁損害賠償保障法第40条第1項の先取特権			国税徴収法基本通達主要項目別目次 第2章 国税と他の債権との調整 第3節 国税と被担保債権との調整 第19条関係 不動産保存の先取特権等の優先 不動産保存の先取特権等の優先 不動産保存の先取特権 不動産工事の先取特権 みなし不動産工事の先取特権 立木の先取特権 商法第810条の救助者の先取特権 商法第842条の船舶債権者の先取特権 <u>国際海上物品運送法第19条の船舶先取特権</u> 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律第95条第1項の先取特権 船舶油濁損害賠償保障法第40条第1項の先取特権		

別紙

新旧対照表

改正後	改正前
<p>優先債権等のための動産保存の先取特権 証明の期限と方法 登記事項の調査確認</p> <p style="text-align: center;">第 19 条関係 不動産保存の先取特権等の優先</p> <p>商法第 802 条の積荷等についての先取特権 (意義)</p> <p>14 法第 19 条第 1 項第 4 号の「商法第 802 条《積荷等についての先取特権》の先取特権」は、船舶又は積荷その他の船舶内にある物の全部又は一部が海難にあった場合において、これを救助したときに、救助者が、その救助料債権について救助した積荷の上に有する先取特権である（商法第 792 条参照）。</p> <p>(救助料債権)</p> <p>15 救助料債権については、次のことに留意する。</p> <p>(1) 救助者の故意によって海難を引き起こした場合等にあつては、救助料の請求ができない（商法第 801 条）。</p> <p>(2) 救助料の額は、特約のない限り、<u>救助された物の価額（救助された積荷の運送賃の額を含む。）の合計額</u>を超えることができない（商法第 795 条）。</p> <p>(3) 救助料の請求権は、<u>救助の作業が終了した時から 2 年間行使しないときは、時効によって消滅する（商法第 806 条）。</u> <u>なお、救助料に係る債権を有する者が、救助された積荷等に有する先取特権は、その発生後 1 年を経過したときは、消滅する（同法第 802 条第 2 項、第 846 条）。</u></p> <p>(優先順位等)</p>	<p>優先債権等のための動産保存の先取特権 証明の期限と方法 登記事項の調査確認</p> <p style="text-align: center;">第 19 条関係 不動産保存の先取特権等の優先</p> <p>商法第 810 条の救助者の先取特権 (意義)</p> <p>14 法第 19 条第 1 項第 4 号の「商法第 810 条（救助者の先取特権）の先取特権」は、船舶又は積荷の全部若しくは一部が海難にあった場合において、<u>義務なくしてこれを救助した</u>ときに、救助者が、その救助料債権について救助した積荷の上に有する先取特権である（商法第 800 条参照）。</p> <p>(救助料債権)</p> <p>15 救助料債権については、次のことに留意する。</p> <p>(1) 救助者の故意<u>又は過失</u>によって海難を引き起こした場合等にあつては、救助料の請求ができない（商法第 809 条）。</p> <p>(2) 救助料の額は、特約のない限り、<u>救助した物の価額を超えることができず、また先順位の先取特権（17 の(1)から(4)まで参照）があるときは、救助料の額はその先取特権者の債権額を控除した残額を超えることができない（商法第 803 条）。</u></p> <p>(3) 救助料の請求権は、<u>救助した時から 1 年を経過したときは、時効によって消滅する（商法第 814 条）。</u></p> <p>(優先順位等)</p>

別紙

新旧対照表

改正後	改正前
<p>16 商法第 802 条《積荷等についての先取特権》の先取特権については、船舶債権者の先取特権（同法第 842 条）に関する規定が準用されているので（同法第 802 条第 2 項）、優先順位及び除斥期間については、19 及び 20 の(1)とそれぞれ同様である。</p> <p>また、<u>同法第 802 条</u>の救助者の先取特権は、その目的物である積荷等が第三取得者に引き渡されたときは消滅する（<u>民法第 333 条</u>）。</p> <p>商法第 842 条の船舶債権者の先取特権 （先取特権を有する債権）</p> <p>17 法第 19 条第 1 項第 4 号の「<u>商法第 842 条《船舶先取特権》</u>の先取特権」は、次の(1)から(5)までに掲げる債権について成立する先取特権である。</p> <p>(1) <u>船舶の運航に直接関連して生じた人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権</u></p> <p>(2) <u>救助料に係る債権又は船舶の負担に属する共同海損の分担に基づく債権</u></p> <p>(削除)</p> <p>(3) <u>法若しくは国税徴収の例によって徴収することのできる請求権であって、船舶の入港、港湾の利用その他船舶の航海に関して生じたもの又は水先料若しくは引き船料に係る債権</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(4) <u>航海を継続するために必要な費用に係る債権（商法第 712 条参照）</u></p> <p>(注) 船籍港内で発生した修繕費等の債権は、上記の「<u>航海を継続するために必要な費用に係る債権</u>」に含まれない（昭和 55. 5. 26 福岡地判参照）。</p> <p>(5) （省略）</p> <p>(削除)</p>	<p>16 商法第 810 条（救助者の先取特権）の先取特権については、船舶債権者の先取特権（同法第 842 条）に関する規定が準用されているので（同法第 810 条第 2 項）、優先順位及び除斥期間については、19 及び 20 の(1)とそれぞれ同様である。</p> <p>また、<u>商法第 810 条</u>の救助者の先取特権は、その目的物である積荷が第三取得者に引き渡されたときは消滅する（<u>同法第 813 条</u>）。</p> <p>商法第 842 条の船舶債権者の先取特権 （先取特権を有する債権）</p> <p>17 法第 19 条第 1 項第 4 号の「<u>商法第 842 条《船舶債権者の先取特権》</u>の先取特権」は、次の(1)から(8)までに掲げる債権について成立する先取特権である。</p> <p>(1) <u>船舶及びその属具の競売に関する費用並びに競売手続開始後の保存費</u></p> <p>(2) <u>最後の港における船舶及びその属具の保存費</u></p> <p>(注) 「最後の港」とは、競売をする時において船舶の存在するところをいい、航海を終わって帰来した港等をいうものではない。</p> <p>(3) <u>航海に関して船舶に課した諸税</u></p> <p>(4) <u>水先案内料及びひき（挽）船料</u></p> <p>(5) <u>救助料及び船舶の負担に属する共同海損（商法第 788 条以下参照）。</u></p> <p>(注) <u>上記の救助料は、義務なくして海難を救助した場合の救助料（商法第 800 条）だけでなく、契約による救助料を含む（明治 45. 2. 17 大判参照）。</u></p> <p>(6) <u>航海継続の必要によって生じた債権（商法第 715 条、第 719 条参照）</u></p> <p>(注) 船籍港内で発生した修繕費等の債権は、上記の「<u>航海継続の必要によって生じた債権</u>」に含まれない（昭和 55. 5. 26 福岡地判参照）。</p> <p>(7) （同左）</p> <p>(8) <u>船舶がその売買又は製造の後まだ航海をしない場合において、その売買又は製造及び</u></p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p>(先取特権の目的となる財産)</p> <p>18 商法第 842 条《<u>船舶先取特権</u>》の先取特権の目的となる財産は、17 に掲げる債権の発生に係る船舶（同法第 684 条参照）及びその属具である。</p> <p>(優先順位)</p> <p>19 商法第 842 条《<u>船舶先取特権</u>》の先取特権は、他の先取特権、船舶抵当権及び船舶質権（登記した船舶は質権の目的とすることができない。同法第 849 条）に優先する（同法第 844 条、第 848 条、民法第 334 条）。また、商法第 842 条の船舶債権者の先取特権が競合した場合には、次により優先順位が定まる。</p> <p>(削除)</p> <p>(1) 同一航海で発生したものの間における優先順位は、17 の(1)から(5)までに掲げる順序に従うが、17 の(2)の債権（救助料に係るものに限る。）に係る船舶先取特権は、その発生の時において既に生じている他の船舶先取特権に優先する（商法第 843 条第 1 項）。</p> <p>(2) 同一順位のもの間では、債権額の割合に応じて弁済を受けるが、17 の(2)から(4)までの債権相互間では、後に発生したものが前に発生したものに優先する（商法第 843 条第 2 項）。</p> <p>(消滅原因)</p> <p>20 商法第 842 条《<u>船舶先取特権</u>》の先取特権は、次に掲げる場合には消滅する。</p> <p>(1) 先取特権の発生後 1 年を経過したとき（商法第 846 条）。</p> <p>(注) この期間は除斥期間である。</p> <p>(削除)</p>	<p><u>ぎ（艀）装によって生じた債権並びに最後の航海のためにする船舶のぎ（艀）装、食料及び燃料に関する債権（大正 11. 9. 21 長崎控判参照）</u></p> <p>(先取特権の目的となる財産)</p> <p>18 商法第 842 条《<u>船舶債権者の先取特権</u>》の先取特権の目的となる財産は、17 に掲げる債権の発生に係る船舶（同法第 684 条参照）及びその属具並びに先取特権が生じた航海における運送賃でまだ受け取っていないものである（同法第 843 条）。</p> <p>(優先順位)</p> <p>19 商法第 842 条《<u>船舶債権者の先取特権</u>》の先取特権は、他の先取特権、船舶抵当権及び船舶質権（登記した船舶は質権の目的とすることができない。同法第 850 条）に優先する（同法第 845 条、第 849 条、民法第 334 条）。また、商法第 842 条の船舶債権者の先取特権が競合した場合には、次により優先順位が定まる。</p> <p>(1) 数回の航海で発生したものの間における優先順位は、後の航海で発生したものが前の航海で発生したものに優先する（商法第 844 条第 3 項）。</p> <p>(2) 同一航海で発生したものの間における優先順位は、17 の(1)から(8)までに掲げる順序に従うが、17 の(4)から(6)までの債権相互間では、後に発生したものが前に発生したものに優先する（商法第 844 条第 1 項）。</p> <p>(3) 同一順位のもの間では、債権額の割合に応じて弁済を受けるが、17 の(4)から(6)までの債権相互間では、後に発生したものが前に発生したものに優先する（商法第 844 条第 2 項）。</p> <p>(消滅原因)</p> <p>20 商法第 842 条《<u>船舶債権者の先取特権</u>》の先取特権は、次に掲げる場合には消滅する。</p> <p>(1) 先取特権の発生後 1 年を経過したとき（商法第 847 条第 1 項）。</p> <p>(注) この期間は除斥期間である。</p> <p>(2) 17 の(8)に掲げる債権の先取特権については、船舶が発航したとき（商法第 847 条第 2</p>

別紙

新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>(2)</u> 登記できる船舶の譲渡が行われた場合において、譲渡人が船舶譲渡の登記をした後、先取特権者に対して一定期間内（1月を下ることができない。）に債権の申出をすべき旨を公告したにかかわらず、先取特権者がその期間内にその申出をしないとき（商法第845条）。</p> <p><u>(3)</u> （省略）</p> <p>（削除）</p> <p>21 <u>削除</u></p> <p>22 <u>削除</u></p>	<p>項。大正12.5.14大判参照）。</p> <p><u>(3)</u> 登記できる船舶の譲渡が行われた場合において、譲渡人が船舶譲渡の登記をした後、先取特権者に対して一定期間内（1月を下ることができない。）に債権の申出をすべき旨を公告したにかかわらず、先取特権者がその期間内にその申出をしないとき（商法第846条）。</p> <p><u>(4)</u> （同左）</p> <p>国際海上物品運送法第19条の船舶先取特権</p> <p><u>（意義）</u></p> <p>21 <u>法第19条第1項第4号の「国際海上物品運送法第19条（船舶先取特権）の先取特権」</u>とは、船舶の全部又は一部を運送契約の目的とした場合（よう（備）船契約をした場合）で、よう（備）船者が更に第三者と運送契約をしたとき（再運送契約をしたとき）において、運送品に関する損害で船長の職務に属する範囲内で生じたものについて、賠償を請求できる者が、その債権について船舶及びその属具の上に有する先取特権をいう。</p> <p><u>（優先順位等）</u></p> <p>22 <u>国際海上物品運送法第19条《船舶先取特権》の先取特権については、商法第842条《船舶債権者の先取特権》の先取特権と競合する場合には同条第8号の先取特権に次ぐものとされており（国際海上物品運送法第19条第2項）、また、商法第845条《他の先取特権に対する優先》、第849条《船舶抵当権に対する優先》、第844条第3項《後の航海で発生したものの優先》、第844条第2項《同一順位の場合のあん分等》、第847条第1項《除斥期間》及び第846条《船舶の譲渡と先取特権の消滅》の規定が準用されているので（国際海上物品運送法第19条第3項）、優先順位及び先取特権の消滅については、19並びに20の(1)及び(3)と同様である。</u></p> <p><u>なお、登記できない船舶（商法第686条第2項）又は船舶の属具が第三取得者に引き渡されたときは、先取特権が消滅する（民法第333条）。</u></p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p>船舶の所有者等の責任の制限に関する法律第95条第1項の先取特権</p> <p>(意義)</p> <p>23 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律(以下第19条関係において「船主責任制限法」という。)第95条第1項《船舶先取特権》の先取特権は、<u>船主責任制限法</u>第3条第1項及び第2項《船舶の所有者等の責任が制限される債権》に掲げる船舶の運航又は救助活動に直接関連して生ずる損害等に基づく債権(制限債権のうち物の損害に関する債権に限る。)につき、その債権者が事故に係る船舶、その属具及び受領していない運送貨の上に有する先取特権である(船主責任制限法第95条第1項)。</p> <p>(優先順位等)</p> <p>25 船主責任制限法第95条第1項《船舶先取特権》の先取特権は、商法第842条第5号《船舶先取特権のある債権》の先取特権に次ぐものとされている(船主責任制限法第95条第2項)。この先取特権については、商法の船舶債権者の先取特権に関する規定の一部が準用されており(船主責任制限法第95条第3項)、優先順位及び先取特権の消滅については、19の②の前段並びに20の①及び②とそれぞれ同様である。</p> <p>なお、上記の先取特権が発生後1年で消滅する前に、責任制限手続の開始決定があり、その後に当該開始決定の取消し又は手続の廃止の決定が確定したときは、当該取消し又は廃止の決定の確定後1年を経過した時に消滅する(船主責任制限法第95条第4項)。</p> <p style="text-align: center;">第21条関係 留置権の優先</p> <p>留置権</p> <p>(留置権の種類)</p> <p>1 法第21条の「留置権」とは、民法第295条《留置権の内容》に規定する民事留置権のほか、商事留置権である代理商の留置権(商法第31条、会社法第20条)、商人間の留置権(商法第521条)、問屋の留置権(同法第557条)、運送取扱人の留置権(同法第562条)、運送人の留置権(同法第574条)及び船舶所有者の留置権(同法第756条、</p>	<p>船舶の所有者等の責任の制限に関する法律第95条第1項の先取特権</p> <p>(意義)</p> <p>23 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律(以下第19条関係において「船主責任制限法」という。)第95条第1項《船舶先取特権》の先取特権は、<u>同法</u>第3条第1項及び第2項《船舶の所有者等の責任が制限される債権》に掲げる船舶の運航又は救助活動に直接関連して生ずる損害等に基づく債権(制限債権)につき、その債権者が事故に係る船舶、その属具及び受領していない運送貨の上に有する先取特権である(同条第1項)。</p> <p>(優先順位等)</p> <p>25 船主責任制限法第95条第1項《船舶先取特権》の先取特権は、商法第842条第8号《船舶先取特権のある債権》の先取特権に次ぐものとされている(船主責任制限法第95条第2項)。この先取特権については、商法の船舶債権者の先取特権に関する規定の一部が準用されており(船主責任制限法第95条第3項)、優先順位及び先取特権の消滅については、19の①及び③の前段並びに20の①及び③とそれぞれ同様である。</p> <p>なお、上記の先取特権が発生後1年で消滅する前に、責任制限手続の開始決定があり、その後に当該開始決定の取消し又は手続の廃止の決定が確定したときは、当該取消し又は廃止の決定の確定後1年を経過した時に消滅する(船主責任制限法第95条第4項)。</p> <p style="text-align: center;">第21条関係 留置権の優先</p> <p>留置権</p> <p>(留置権の種類)</p> <p>1 法第21条の「留置権」とは、民法第295条《留置権の内容》に規定する民事留置権のほか、商事留置権である代理商の留置権(商法第31条、会社法第20条)、商人間の留置権(商法第521条)、問屋の留置権(同法第557条)、運送取扱人の留置権(同法第562条)、運送人の留置権(同法第589条)及び船舶所有者の留置権(同法第753条第</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p>第741条第2項)をいう。</p> <p>(注)1 (省略)</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) 債権が弁済期にない間は、留置権は発生しない(民法第295条第1項ただし書)。</p> <p>なお、<u>同法第137条《期限の利益の喪失》</u>及び破産法第103条第3項《弁済期の到来》の規定による場合や特約により期限の利益を失う場合には、弁済期が到来することになる。</p> <p>(4) (省略)</p> <p>2～9 (省略)</p> <p>10 運送取扱人の留置権</p> <p>運送取扱人の留置権とは、運送取扱人が、運送品に関して受け取るべき報酬、<u>付随の費用及び運送賃その他の立替金</u>について、その債権の弁済を受けるまで、その運送品(報酬等を請求できる運送品に限られるが、委託者の所有物であることを要しない。)を留置することができる権利をいう(商法第562条)。運送中の運送品に対する留置権の行使は、荷送人としての運送品処分権(<u>同法第580条</u>)の行使によって行う。</p> <p>なお、運送取扱人とは、運送品発送人の計算において、自己の名をもって運送人と運送契約を締結し、その他運送に必要な手配をすることを業(取次業)とする者をいい、荷送人としての権利を有する(運送品発送人は、この荷送人には該当しない。)</p> <p>11 運送人の留置権</p> <p>運送人の留置権とは、運送人が、運送品に関して受け取るべき<u>運送賃、付随の費用及び立替金</u>について、その債権の弁済を受けるまで、その運送品を留置することができる権利をいう(商法第574条)。</p> <p>なお、運送人は、運送賃及び付随の費用(例えば、通関手続の費用、倉庫保管料等)につき、運送品に対して先取特権(民法第318条)をも有する。</p>	<p><u>2項</u>)をいう。</p> <p>(注)1 (同左)</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) 債権が弁済期にない間は、留置権は発生しない(民法第295条第1項ただし書)。</p> <p>なお、<u>民法第137条《期限の利益の喪失》</u>及び破産法第103条第3項《弁済期の到来》の規定による場合や特約により期限の利益を失う場合には、弁済期が到来することになる。</p> <p>(4) (省略)</p> <p>2～9 (同左)</p> <p>10 運送取扱人の留置権</p> <p>運送取扱人の留置権とは、運送取扱人が、運送品に関して受け取るべき報酬、<u>運送賃その他委託者のためにした立替え又は前貸し</u>について、その債権の弁済を受けるまで、その運送品(報酬等を請求できる運送品に限られるが、委託者の所有物であることを要しない。)を留置することができる権利をいう(商法第562条)。運送中の運送品に対する留置権の行使は、荷送人としての運送品処分権(<u>商法第582条</u>)の行使によって行う。</p> <p>なお、運送取扱人とは、運送品発送人の計算において、自己の名をもって運送人と運送契約を締結し、その他運送に必要な手配をすることを業(取次業)とする者をいい、荷送人としての権利を有する(運送品発送人は、この荷送人には該当しない。)</p> <p>11 運送人の留置権</p> <p>運送人の留置権とは、運送人が、運送品に関して受け取るべき報酬、<u>運送賃その他荷送人のためにした立替え又は前貸し</u>について、その債権の弁済を受けるまで、その運送品を留置することができる権利をいう(商法第589条、第562条)。</p> <p>なお、運送人は、運送賃及び付随の費用(例えば、通関手続の費用、倉庫保</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p>12 <u>海上物品運送に関する特則</u></p> <p>運送人は、荷受人が運送契約又は船荷証券に定められる約定等によって運送賃、付随の費用、立替金及び運送品の価格に応じ共同海損又は救助のために負担すべき金額（航海傭船契約の場合は滞船料を含む。）を支払わないときに、これらの支払があるまで、その運送品を留置することができる（商法第741条第2項、第756条）。</p> <p style="text-align: center;">第70条関係 船舶又は航空機の差押え</p> <p>船舶又は航空機 （登記される船舶）</p> <p>1 法第70条第1項の「登記される船舶」とは、船舶登記簿に登録することができる船舶をいい（商法第686条、船舶法第5条第1項参照）、その差押えについては、次のことに留意する。</p> <p>(1)・(2) （省略）</p> <p>(3) 製造中の船舶で、船舶として航行の用に供することができる程度に完成していないものは、抵当権の登記がされている場合であっても、船舶としての差押え及びその登記をすることはできないから、動産として差し押さえる（商法第850条、第847条、船舶登記令第3条第2項参照）。</p> <p>(4) （省略）</p> <p>（航行中）</p> <p>12 <u>法第70条第2項の「航行中」の船舶には、停泊中のものは含まれない（商法689条参照）。なお、航空機についても、上記に準ずるものとする。</u></p>	<p>管料等)につき、運送品に対して先取特権（民法第318条）をも有する。</p> <p>12 <u>船舶所有者の留置権</u></p> <p>船舶所有者の留置権とは、荷受人が運送契約又は船荷証券に定められる約定等によって運送賃、付随の費用、立替金、<u>てい泊料</u>及び運送品の価格に応じ共同海損又は救助のために負担すべき金額を支払わないときに、<u>船長が</u>、これらの支払があるまで、その運送品を留置することができる<u>権利をいう</u>（商法第753条第2項）。</p> <p style="text-align: center;">第70条関係 船舶又は航空機の差押え</p> <p>船舶又は航空機 （登記される船舶）</p> <p>1 法第70条第1項の「登記される船舶」とは、船舶登記簿に登録することができる船舶をいい（商法第686条、船舶法第5条第1項参照）、その差押えについては、次のことに留意する。</p> <p>(1)・(2) （同左）</p> <p>(3) 製造中の船舶で、船舶として航行の用に供することができる程度に完成していないものは、抵当権の登記がされている場合であっても、船舶としての差押え及びその登記をすることはできないから、動産として差し押さえる（商法第851条、第848条、船舶登記令第3条第2項参照）。</p> <p>(4) （同左）</p> <p>（発航の準備）</p> <p>12 <u>法第70条第2項の「発航の準備が終った」かどうかの判定は、船舶航行の計画又は契約の成立によって行わず、専ら貨客の運送に必要であり、かつ、客観的には相当な整備がされたかどうか（例えば、船員及び船客の乗組み、貨物、燃料、食料及び飲料の積込み、出</u></p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p>(注) <u>上記の「停泊」とは、けい留又はびよう泊の状態、すなわち、船舶に係止している状態をいう。</u></p> <p>第72条関係 特許権等の差押えの手續及び効力発生時期</p> <p>著作権 (意義)</p> <p>8 1の(7)に掲げる「著作権」とは、著作者がその著作物（思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。）についての複製権、上演権、演奏権、公衆送信権、口述権、展示権、上映権、頒布権、譲渡権、貸与権、翻訳権、翻案権及び第二次的著作物の利用に関する原著作者の権利を専有する独占的排他的な権利をいい（著作権法第2条、第17条第1項、第21条から第28条まで参照）、著作者の著作により当然に発生し、登録を要しない。著作権の移転又は処分の制限及び著作権を目的とする質権の設定、移転、変更若しくは消滅（混同又は著作権若しくは担保する債権の消滅によるものを除く。）又は処分の制限は、文化庁長官が管掌する著作権登録原簿に登録しなければ、第三者に対抗することができない（同法第77条、第78条第1項）。</p> <p>(注) 著作権の存続期間は、おおむね次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 著作権は、著作者が著作物を創作した時に始まり、2から4までに掲げる場合を除き、著作者の死後（共同著作物にあつては、最終に死亡した著作者の死後。2において同じ。）50年を経過するまでの間、存続する（<u>著作権法第51条</u>）。 2 無名又は変名の著作物の著作権は、原則として、その著作物の公表後50年（著作者の死後50年を経過していると認められるときは、死後50年）を経過するま 	<p><u>港及び渡航手續が完了したかどうか）等によって行うものとする。</u></p> <p><u>なお、航空機の発航の準備が終わったかどうかの判定については、上記に準ずるものとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第72条関係 特許権等の差押えの手續及び効力発生時期</p> <p>著作権 (意義)</p> <p>8 1の(7)に掲げる「著作権」とは、著作者がその著作物（思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。）についての複製権、上演権、演奏権、公衆送信権、口述権、展示権、上映権、頒布権、譲渡権、貸与権、翻訳権、翻案権及び第二次的著作物の利用に関する原著作者の権利を専有する独占的排他的な権利をいい（著作権法第2条、第17条第1項、第21条から第28条まで参照）、著作者の著作により当然に発生し、登録を要しない。著作権の移転（<u>相続その他の一般承継によるものを除く。以下8において同じ。</u>）又は処分の制限及び著作権を目的とする質権の設定、移転、変更若しくは消滅（混同又は著作権若しくは担保する債権の消滅によるものを除く。）又は処分の制限は、文化庁長官が管掌する著作権登録原簿に登録しなければ、第三者に対抗することができない（同法第77条、第78条第1項）。</p> <p>(注) 著作権の存続期間は、おおむね次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 著作権は、著作者が著作物を創作した時に始まり、2から4までに掲げる場合を除き、著作者の死後（共同著作物にあつては、最終に死亡した著作者の死後。2において同じ。）50年を経過するまでの間、存続する（<u>同法第51条</u>）。 2 無名又は変名の著作物の著作権は、原則として、その著作物の公表後50年（著作者の死後50年を経過していると認められるときは、死後50年）を経過するま

新旧対照表

改正後	改正前
<p>での間、存続する（<u>著作権法</u>第52条）。</p> <p>3 法人その他の団体が著作の名義を有する著作物の著作権は、原則として、その著作物の公表後50年（創作後50年以内に公表されなかったときは、創作後50年）を経過するまでの間、存続する（<u>著作権法</u>第53条）。</p> <p>4 映画の著作物の著作権は、その著作物の公表後70年（創作後70年以内に公表されなかったときは、創作後70年）を経過するまでの間、存続する（<u>著作権法</u>第54条第1項）。</p> <p>5 2から4までにおける公表の時は、冊、号又は回を追って公表する著作物については、毎冊、毎号又は毎回の公表の時によるものとされ、一部分ずつを逐次公表して完成する著作物については、原則として、最終部分の公表の時によるものとされる（<u>著作権法</u>第56条第1項）。</p> <p>6 1から4までにおいて、著作者の死後50年、著作物の公表後50年若しくは創作後50年又は著作物の公表後70年若しくは創作後70年の期間の終期を計算するときは、著作者が死亡した日又は著作物が公表され若しくは創作された日のそれぞれ属する年の翌年から起算される（<u>著作権法</u>第57条）</p>	<p>での間、存続する（<u>同法</u>第52条）。</p> <p>3 法人その他の団体が著作の名義を有する著作物の著作権は、原則として、その著作物の公表後50年（創作後50年以内に公表されなかったときは、創作後50年）を経過するまでの間、存続する（<u>同法</u>第53条）。</p> <p>4 映画の著作物の著作権は、その著作物の公表後70年（創作後70年以内に公表されなかったときは、創作後70年）を経過するまでの間、存続する（<u>同法</u>第54条第1項）。</p> <p>5 2から4までにおける公表の時は、冊、号又は回を追って公表する著作物については、毎冊、毎号又は毎回の公表の時によるものとされ、一部分ずつを逐次公表して完成する著作物については、原則として、最終部分の公表の時によるものとされる（<u>同法</u>第56条第1項）。</p> <p>6 1から4までにおいて、著作者の死後50年、著作物の公表後50年若しくは創作後50年又は著作物の公表後70年若しくは創作後70年の期間の終期を計算するときは、著作者が死亡した日又は著作物が公表され若しくは創作された日のそれぞれ属する年の翌年から起算される（<u>同法</u>第57条）</p>
<p>著作隣接権</p> <p>10 1の(8)に掲げる「著作隣接権」とは、実演家、レコード製作者、放送事業者及び有線放送事業者に与えられた著作権に準ずる権利をいう（<u>著作権法</u>第89条から第100条の5まで）。実演家人格権（氏名表示権（<u>同法</u>第90条の2第1項）及び同一性保持権（<u>同法</u>第90条の3第1項）をいう。）以外の著作隣接権の移転又は処分の制限及び著作隣接権を目的とする質権の設定、移転、変更若しくは消滅（混同又は著作隣接権若しくは担保する債権の消滅によるものを除く。）又は処分の制限は、文化庁長官が管掌する著作隣接権登録原簿に登録しなければ、第三者に対抗することができない（<u>同法</u>第104条、第77条、第78条第1項、第101条の2）。</p> <p>（注） 著作隣接権は、実演、放送及び有線放送についてはその行われた日の属する年</p>	<p>著作隣接権</p> <p>10 1の(8)に掲げる「著作隣接権」とは、実演家、レコード製作者、放送事業者及び有線放送事業者に与えられた著作権に準ずる権利をいう（<u>著作権法</u>第89条から第100条の5まで）。実演家人格権（氏名表示権（<u>同法</u>第90条の2第1項）及び同一性保持権（<u>同法</u>第90条の3第1項）をいう。）以外の著作隣接権の移転（<u>相続その他の一般承継によるものを除く。以下10において同じ。</u>）又は処分の制限及び著作隣接権を目的とする質権の設定、移転、変更若しくは消滅（混同又は著作隣接権若しくは担保する債権の消滅によるものを除く。）又は処分の制限は、文化庁長官が管掌する著作隣接権登録原簿に登録しなければ、第三者に対抗することができない（<u>同法</u>第104条、第77条、第78条第1項、第101条の2）。</p> <p>（注） 著作隣接権は、実演、放送及び有線放送についてはその行われた日の属する年</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p>の翌年から起算して50年、レコードについてはその発行が行われた日の属する年の翌年から起算して50年（その音が最初に固定された日の属する年の翌年から起算して50年を経過する時までの間に発行されなかったときは、その音が最初に固定された日の属する年の翌年から起算して50年）を経過するまでの間、存続する（<u>著作権法第101条</u>）。</p>	<p>の翌年から起算して50年、レコードについてはその発行が行われた日の属する年の翌年から起算して50年（その音が最初に固定された日の属する年の翌年から起算して50年を経過する時までの間に発行されなかったときは、その音が最初に固定された日の属する年の翌年から起算して50年）を経過するまでの間、存続する（<u>同法第101条</u>）。</p>
<p align="center">第73条関係 電話加入権等の差押えの手續及び効力発生時期</p>	<p align="center">第73条関係 電話加入権等の差押えの手續及び効力発生時期</p>
<p>出版権</p> <p>47 1の(15)に掲げる「出版権」とは、設定行為の定めるところによって、頒布の目的をもって、著作物を原作のまま印刷その他の機械的又は化学的方法により文書又は図画として複製する独占的排他的な権利をいい（著作権法第80条第1項）、その設定、移転、変更、消滅（混同又は複製権の消滅によるものを除く。）若しくは処分の制限又は出版権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅（混同又は出版権若しくは担保する債権の消滅によるものを除く。）若しくは処分の制限は、文化庁長官が管掌する出版権登録原簿に登録しなければ、第三者に対抗することができない（同法第88条）。</p> <p>なお、出版権は、作者の承諾がなければ、譲渡することができない（同法第87条）。</p>	<p>出版権</p> <p>47 1の(15)に掲げる「出版権」とは、設定行為の定めるところによって、頒布の目的をもって、著作物を原作のまま印刷その他の機械的又は化学的方法により文書又は図画として複製する独占的排他的な権利をいい（著作権法第80条第1項）、その設定、移転（<u>相続その他の一般承継によるものを除く。</u>）、変更、消滅（混同又は複製権の消滅によるものを除く。）若しくは処分の制限又は出版権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅（混同又は出版権若しくは担保する債権の消滅によるものを除く。）若しくは処分の制限は、文化庁長官が管掌する出版権登録原簿に登録しなければ、第三者に対抗することができない（同法第88条）。</p> <p>なお、出版権は、作者の承諾がなければ、譲渡することができない（同法第87条）。</p>